

第44号 2011年10月25日

会員向情報誌

編集・発行

天地有機

特定非営利活動法人

日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田 6-15-11

電話 03-5812-8055



ひまわりでの放射性セシウムの低減実験に取り組んだ有限会社プレマのみなさん。

放射性セシウム低減の実験

有限会社プレマは群馬県の前橋市（市街からは遠く離れた旧粕川村を中心とする農村地帯）にあります。主に小松菜の有機栽培に取り組んでいます。今回の原発事故では早くから生産物の放射性物質の検査を行うなど安全確保に力を尽くしています。特別の汚染があるわけではなく最近の検査でも作物からの検出などはありませんが、関東平野の一带に放射性物質が降下したことから、実験に取り組みました。ひまわりは見事な花を咲かせました。ただ残念ながら土中のセシウムは、現在のところまだ有意な減少を確認できませんでした。かつ立派に育ったひまわりを片づける作業はとても骨が折れました。より確実に安全なものを届けたいとするプレマさんの心意気には感動と拍手を贈ります。実験には千葉でも取り組みました。千葉では、ひきつづき秋まきのナタネで次の実験を予定しています。

本号の内容

●全認定事業者の地域で不検出

東北・関東 17 都県における米の放射性物質の検査がほぼ終了し、今年の米が動き始めています。本会の認定事業者のところで全地区不検出でしたのでお知らせします。

●土の放射性物質と野菜 _____ 3p～

土の汚染値と野菜の吸収の問題を調査しています。

●肥料及び土壌改良資材の放射性物資による汚染防止対策について _____ 4p～

東北・関東地方において農業用資材のセシウム汚染が心配されるため、暫定許容値が設定されるなど農作物の汚染を回避する処置が農林水産省より示されています。

＊放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定：8 月 1 日

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

＊平成 23 年度米から生じる米ぬかの取り扱いについて：9 月 16 日

http://www.maff.go.jp/j/press/soushoku/keikaku/110916_1.html

＊平成 23 年度産稲から生じる粃殻及び稲藁の取り扱いについて：9 月 30 日

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kokumotu/110930.html>

●有機 JAS 規格改正：改正案が提出される _____ 7p～

4 つの有機 JAS 規格（有機農産物の日本農林規格、有機加工食品の日本農林規格、有機畜産物の日本農林規格、有機飼料の日本農林規格）が、定例改正の時期を迎え、今年いっせいに改正されます。10 月 11 日—12 日に農林物資規格調査会の有機農産物等専門部会が開催され、改正にむけての案が公表されました。委員会に報告された改正案は、農林水産省の以下のホームページに公表されています。

<http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/bukai.html>

部会では活発な議論が行われました。このあと、専門部会の論議を踏まえた改正案がパブリックコメントにかけられるのと WTO 通報を経て、来年のはじめに農林物資規格調査会の総会で改正内容が決まり、その後に農林水産大臣告示となります。

●投稿・寄稿

14p メール情報通信 第 47 号

15p （寄稿）生ゴミ堆肥は土作りに —— 浅井民雄さん

17p 目標：石川県を代表する生産者！！ —— 坂本 洸士さん

18p 上田マルタ・飯塚さんの土作りに高い評価

19p 理事の活動紹介：書籍

20p 蛍光増白剤の注意

土の放射性物資の状態と野菜

関東・東北全域に放射性物質が降下しました。6月頃まで、降下した放射性物質を浴びた野菜の汚染が問題でした。今は原発に近いところを除いて、降下した放射性物質の吸収が問題となっています。どの程度の汚染で野菜に移行吸収されるのか、調査しています。さまざまな条件に左右されますので、土の値が同じで同じ野菜でも同じ結果になるとは限りませんが、いずれも有機栽培もしくは特別栽培が行われている圃場の実測値です。



有機圃場のいくつかの野菜を検査したが、放射性物質は野菜から検出されていない。千葉県の有機圃場

土の含有状態及び採取日 (作物を栽培した畑の土)	作物の状態	
	名称と測定結果	定植及び収穫日
セシウム合計：145-150 Bq/kg	レタス：検出せず	定植：4月14日 採取日：5月23日
セシウム合計：145-150 Bq/kg	スナップエンドウ 検出せず	播種：2010年11月2日 採取日：5月23日
セシウム合計：107 Bq/kg	じゃがいも 検出せず	植付：3月27日 採取日：6月20日
セシウム合計：293 Bq/kg	水稻の玄米 検出せず	今年の米 収穫は、9月16日
セシウム合計：293 Bq/kg	稲藁 検出せず	今年の稲藁 採取日は、9月16日
セシウム合計：69 Bq/kg	洗い人参 検出せず	6月播種したもの。 9月5日測定
セシウム合計：69 Bq/kg	じゃがいも 検出せず	5月植え付けたもの。 9月5日測定
セシウム合計：187Bq/kg	里芋 検出せず (定量下限値 10ベクレル)	5月植え付け 10月10日頃収穫

注：ことわりのない限り定量下限値は、以下の通り。

土にヨウ素は検査時点で検出されなかった。

セシウムの検出限界は、以下の通り

セシウム 137 4.2 Bq/kg

セシウム 134 3.3Bq/kg

ガンマー線スペクトロメーター法、測定時間 1,000 秒

肥料及び土壌改良資材の 放射性物質による汚染防止対策について

一、農林水産省の指針

東京電力の原発事故に伴う放射性物質の汚染が農業用資材に及んできていることから、農林水産省より「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値」が設定されました。8月1日に農林水産省消費安全局長・生産局長から都道府県知事宛てに通達が出されています。許容値及び注意事項が記載されていますので、お知らせします。

＜農林水産省ホームページの掲載場所＞

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

1. 暫定許容値の設定

暫定許容値が、以下のように設定されました。これは含まれることが許される最大値です。

肥料・土壌改良資材・培土：400ベクレル/kg

家畜家禽の飼料：300ベクレル/kg

養殖魚用飼料：100ベクレル/kg

＊ただし、以下の場合はこの限りではないとされています。

- ① 農地で生産された農産物を当該農地に還元する場合。
- ② 畜産農家が飼料を自給生産する家畜家禽排せつ物を当該家畜家禽のための飼料畑にたい肥などとして還元する場合。
- ③ 畜産農家に飼料を供給する農家が、供給先の畜産経営から生じる家畜家禽の排泄物及びそれを原料とするたい肥を飼料生産畑に施用する場合。

2. 農畜水産関係者への要請

(1) 農業生産者への要請

- ① 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと。
- ② 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲りうける場合には、販売業者・壌土者に暫定許容値を越えていないことを確認すること。
- ③ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を使用する場合には、暫定許容値を越えていないことを確認するか、都道府県と相談すること。
- ④ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を販売したり譲渡する場合には、相手方に生産状況に関する情報を適切に提供すること。
- ⑤ 自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方に生産状況に関する情報を適切に提供すること。

(2) 畜産関係への要請

略

(3) 水産養殖関係への要請

略

(4) 肥料・土壌改良資材・培土などの製造業者への要請

製造した肥料・土壌改良資材・培土等が暫定許容値を越えていないことを自ら確認したのちに出荷すること。

(5) 略

(6) 肥料・土壌改良資材・培土などの販売業者への要請

販売する肥料・土壌改良資材・培土等が暫定許容値を越えていないことを確認して購入、販売すること。

この処置は、原発周辺県で収集された動植物性原料（家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等）が放射性セシウムに汚染され、これらを原料として生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含む可能性があり、それらを農地などに利用した場合は、農地や農産物の新たな汚染を招く危険があることから出された処置です。



畑の放射性物質の低減効果があるか。実験でナタネも植えた。千葉県

二、汚染の拡大防止と低減のために

1. 自分の圃場の汚染値を把握しよう

汚染の危険のある地域の農業者は、ぜひ自分の農地の汚染の程度を確認し、何が必要かを検討することが重要です。

①近隣で野菜の出荷制限などが出た都府県

②公表される汚染マップなどで、高い汚染が指摘されている地域及びその近隣

汚染値を知るには、文部科学省や農林水産省から汚染マップが公表されています。また各都県からもデータが公表されていますので、それらからある程度自分の畑の汚染のレベルを推定することができます。公表されたなかに適当なデータがない場合には、測定しないとわかりませんので、近隣の農業指導機関と相談して下さい。

2. 使用するたい肥、肥料・土壌改良資材の放射性物質濃度の確認

当該圃場の残渣以外の動植物性資材で17都県由来のものについては、放射性物質濃度が許容値以下であることを確認することが必要です。また、許容値以下であるとともに自分の畑の濃度以下のものを使用することが望ましい。

3. 資材の由来の確認

たい肥等の購入にあたっては、たい肥製造の管理も確認することが望ましい。当該たい肥センターなどが原料の調達にあたって、放射性物質での汚染を防止する対策を講じていることを確認することです。

三、具体的資材の注意点

今回農林水産省が注意を呼び掛けているのは、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等です。

1. 落ち葉・腐葉土

東北・関東各県にあって、今年 3 月 11 日以降の雨にさらされた落ち葉、腐葉土などは、使用しないでください。3 月 11 日以降の雨にさらされてきた落ち葉は、たいへん高い放射能値を示すものがあります。周辺の農地が 150 ベクレル/kg 程度の地域にあって、近くの林の中の落ち葉では 180 ベクレル/kg 程度のところもあれば 3,000 ベクレル/kg（乾物換算では 8,000 ベクレル/kg 以上になった）を越える数値が出る例があります。これが、ホットスポットという限定されたエリアに限られるのか、落ち葉など放射性セシウムの吸着しやすいことによるのかについてはわかりません。森林にあっては放射性物質の濃度が高いことは知られています。

国でも良く分かっていないこと、同じように極端に高い数値を示す例があることなどから、使用自粛を求め続けています。

2. バーク

樹木の場合、樹皮の部分に多く放射性物質が蓄積しやすい傾向があります。バークの使用にあたっては、汚染値と由来を確認し判断することが必要です。

3. 育苗用土の採取

育苗用土を山や未耕作地で採取する場合、表層の腐葉土部分には放射性物質が多く吸着している可能性が高いので、必ず表土をはいで放射性物質が浸透していない部分を利用することが必要です。

四、測定について

測定については有機中央会でも日本食品分析センターさんや日立協和エンジニアリングさんと契約し実施しています。会員のみなさんの希望で検査を行うことができます。ただし、費用がかかります。

今回の農林水産省の暫定許容値の関係での肥料及び土壌改良資材などの測定は都道府県が行うこととされていますので、測定については各都道府県や近隣の農業指導機関と相談して下さい。

それでは間に合わない場合に、有機中央会でも受け付けます。その際は、費用の負担をお願いします。
 <ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 の 3 種をいっしょに測定する費用>

●野菜、米など食品：20,000 円（消費税別）

●土、肥料、土壌改良資材、落ち葉、その他：23,000 円（水分補正を行い、水分を含む状態と乾物、乾土となった状態の両方を測定する費用：消費税別）

以上

家畜糞尿たい肥について厩舎の敷き料に建築廃材がないことの確認を

放射性物質の問題とは異なることです。家畜の厩舎の敷き料に建築廃材などの産業廃棄物が使用される例があります。たい肥の中に釘、ガラス片、プラスチック片などが見られ、調べたら牛舎の敷き料に使用されていた産業廃棄物でした。

有機JAS規格改正 農林水産省案が提案される

JAS制度調査会の有機農産物等専門部会が10月11日～12日の2日間にわたって開催され、4つの有機JAS規格改正のための農林水産省案が報告され、審議されました。本会事務局長の加藤が、委員として専門部会に出席しました。この審議を踏まえ改正案が作成され、パブリックコメント、WTO通報を経て、来年2月頃にJAS制度調査会の総会にはかれ、改正案が確定します。それから大臣告示になりますので、来年の春頃には4つの有機JAS規格が改正になると見込まれます。

今回農水省から提案された案について報告します。有機JAS規格は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物と4つありますが、有機農産物と有機加工食品について、報告します。

JAS制度調査会の総会までの間、みなさん、意見を述べましょう。

有機農産物の日本農林規格

●提案されている改正の概要

1. 第3条定義の改正

きのこ類の栽培場が定義されています。

2. 生産の方法についての基準の改正

①キノコ類の栽培に係ることがキノコ類以外のこととわけて記載され、キノコ類の基準が分かりやすくなっています。

②採取場についてもわけて記載されています。

③キノコ類の基準の内容については、種菌と種菌の培養について現行より現実対応した基準になっています。(後述)

④シーダーテープ、紙マルチは、一般管理の項からそれぞれ、種子又は苗等の項、有害動植物の防除の項に移されています。

⑤有機の種子及び苗が入手困難な場合に有機以外の種子及び苗を使用するケースの基準が、明確に整備されています。

⑥肥培管理において、周辺以外から生物の利用ができることが明記されました。

⑦北海道の玉ねぎ育苗に使用される糊剤の経過措置期間が延長されます。

⑧育苗に使用する用土を採取する場合の場所について、使用禁止資材の飛来流入のない期間が過去3年から過去2年以上に変更されます。

⑨収穫以後の工程の管理について、施設の有害動植物の防除と作物の調製のことがわけ



て記述されます。

⑩表示について、転換期間中有機農産物の場合の「転換期間中」の表示場所の制限が緩和されます。

⑪別表 1：2 つの資材の新規追加及び 1 つの資材の制限の強化があります。

⑫別表 2：6 つの農薬の新規追加があります。

⑬別表 3：現行の調製用等資材は別表 5 になり、別表 3 に種菌培養資材が新設されます。

⑭別表 4：収穫後の農産物を扱う施設の使用できる薬剤が新設されます。

⑮別表 5：現行の別表 3 です。利用実態のない資材 14 種類を削除、オゾンなど 6 種類の資材が新規に追加されます。

⑯付則

- ・肥料及び土壌改良資材の遺伝子組み換えに係る経過処置（2006 年改正の付則 2）は、そのまま残ります。
- ・種苗についての付則は、種子及び苗の基準の変更にともない、ウリ科、ナス科及びこんにゃくに限定されたものになります。
- ・玉ねぎ培土の付則は、当分の間として現行のまま残ります。

●改正の詳細

1. キノコ類の栽培場

①第 3 条の定義に追加

用語	基準
栽培場	きのこ類の培養場、伏せこみ場又は発生場所をいう。

②第 4 条の生産の基準

事項	基準
栽培場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前 2 年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。

2. 採取場

記述が圃場から分離されたのみで内容の変更なし。

3. キノコ類の種菌

原則は有機の種菌。実際には入手できないため、以下の種菌を段階的に使用可能にする。

①栽培期間中に使用禁止資材を使用しないで生産された資材を使用して培養された種菌

②上記が無理な場合、天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌。

③さらに無理な場合、別表 3 の種菌培養資材を使用して培養された種菌。

④別表 3 の種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

4. (キノコ類) 栽培場における栽培管理

①現行の「樹木に由来する資材」が、「原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材」と内容が明示された。

②廃ホダ等の再利用について、「廃ほだ、廃菌床等」と菌床が明記され、再利用の用途も「たい肥、飼料等に」などと明記された。

5. シーダーテープ、紙マルチ

記載場所がかわっただけで内容の変更はない。

ただし、委員会の審議において農林水産省より、紙マルチやマルチにコーンスターチが使用されたものについて、使用可能であることをQ&Aなどで案内するとの答弁がありました。

6. 有機由来以外の種子や苗を使用する場合の基準

有機由来の種子や苗等が使用できない場合に使用できる種子や苗の基準がより明確なものに整備されています。

・種子

原則や入手困難な場合の段階的な基準に変更ない。以下、2点が追加になった。

①有機以外の種子を使用できる理由に「維持更新に必要な場合」が明記された。

②播種後に圃場で持続的効果を発揮する化学合成肥料や農薬（別表にあるものを除く）を使用したものは、使用できない。

・苗

種子繁殖する品種にあって、使用禁止資材を使用して生産した苗は、以下の場合以外使用できない。なおかつその場合にあっても、植え付け後に圃場で効果を発揮する化学合成肥料や農薬（別表にあるものを除く）を使用したものは、使用できない。

①災害、病虫害等により植え付ける苗がない場合

②種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合

・育苗がうまくできない農業者のための例外
技術的事項や設備上の問題などのために育苗がうまくできない生産者が慣行苗を使用できる範囲を、ウリ科とナス科に限定した。（付則で例外として定める）



40 類ほどの野菜苗を有機管理で育苗する

*なお播種後に効果を持続する農薬について、メーカーが行っている種子処理の農薬は含まれないことが委員会の審議で農林水産省から表明されています。

7. 肥培管理における周辺以外からの生物の利用

肥培管理において、別表1の資材以外に「当該ほ場若しくはその周辺以外から生物を導入することができる」と明記されました。

*この点、主として微生物資材の利用に道が開けることになるが、生物と言った時、むや

みに外部から導入して当該地域の生態系を破壊してしまわないように注意が必要。

8. 北海道の玉ねぎ培土の糊剤

「当分の間」として、経過措置の延長。当分の間とは、次回改正までになるので5年。

9. 育苗用土の採取地について

現行では「過去3年以上の間使用禁止資材が飛来又は流入せず、使用されていない一定の区域から」とされている点を、過去2年以上に変更。

10. 収穫以後の工程の管理

①施設の有害動植物の防除と農産物の品質調製に係ることが分離されたが、内容上の変更はありません。

②別表4が新設され、有害動植物の防除には別表4が使用できるようになります。

③調製用等資材は、別表5になります。削除及び新設があります。

11. 名称の表示

現行では、転換期間中の文言について有機〇〇などの前か後ろにつけることが要求されているが、切り離して近接した箇所に「転換期間中」と記載すれば良いことに変更。

12. 別表1

①基準等の変更（アンダーライン部が追加）

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残渣由来の資材	<u>建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く</u>
塩化加里	<u>天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること</u>
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること

②新規の追加

肥料及び土壌改良資材	基準
<u>メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く）</u>	<u>家畜糞尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、食用作物の可食部分に使用しないこと。</u>
軽焼マグネシア	

*メタン発酵消化液の家畜糞尿等の「等」には、人糞尿も認める意味が含まれている。

13. 別表2

①基準の変更

肥料及び土壌改良資材	基準
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設又は輸送途上で使用する場合に限ること。

②新規の追加

肥料及び土壌改良資材	基準
<u>炭酸カルシウム水和剤</u>	<u>銅剤の薬害防止に使用する場合に限ること</u>
<u>ミルベメクチン乳剤</u>	
<u>ミルベメクチン水和剤</u>	

<u>スピノサド粒剤</u>	
<u>還元澱粉糖化物液剤</u>	

14. 別表 4

収穫後の調製のための施設等で使用できる薬剤として新設された。

薬剤	基準
<u>ケイ酸ナトリウム</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く</u>
<u>重曹</u>	
<u>カリウム石鹼(軟石鹼)</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く</u>
<u>エタノール</u>	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く</u>
<u>ホウ酸</u>	<u>容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く</u>
<u>フェロモン</u>	<u>昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く</u>
<u>カプサイシン</u>	<u>忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く</u>

(注) 薬剤の使用にあたっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

15. 別表 5

調製用等資材としての現行の別表 3

①削除

炭酸カルシウム、水酸化カルシウム、カゼイン、ゼラチン、タルク、ベントナイト、カオリン、けいそう土、パーライト、L-酒石酸、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、アイシングラス、ヘーゼルナッツの殻

②新規追加

調製用等資材	基準
<u>オゾン</u>	
<u>コーンコブ</u>	
<u>次亜塩素酸水</u>	<u>食塩水を電気分解したものであること</u>
<u>食塩</u>	
<u>食酢</u>	
<u>炭酸水素ナトリウム</u>	

以上

有機加工食品の日本農林規格

●改正の概要

1. 原材料のうち有機以外の農畜産物の使用について、有機農畜産物等の入手が困難な場合に限り使用できるように厳格化する。

2. 有機格付されてものを一般飲食品添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントすることを明記。
3. 別表 2 の薬剤について、遺伝子組み換え技術を用いて製造したものとの条件を廃止する。
4. 有機加工食品の製造や保管を行っていない期間には、製造工場内等の病虫害防除に別表 2 以外の薬剤を使用できることを明記する。
5. 転換期間中有機の表示方法を改善する。
6. 別表 1 : 追加、基準変更及び削除
7. 別表 2 : 追加、基準変更及び削除

●改正の詳細

1. 原材料の有機以外の使用の厳格化

第 4 条 生産の基準 (アンダーライン部が変更部分)

事項	基準
原材料(加工助剤を含む)	次に掲げるものに限り使用することができる。 <u>ただし、2 又は 4 に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。</u> 1 ～ 7 (略)

2. 原材料の使用割合で有機加工食品として格付された一般飲食品添加物について、下記アンダーライン部を追加

事項	基準
原材料の使用割合	原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占めるこの表原材料(加工助剤を含む。)の項基準の欄 2、3、4 及び 7 <u>(有機加工食品として格付された一般飲食品添加物(一般に食品として飲食に供されるものであって添加物として使用されるもの。以下同じ。))及び加工助剤を除く。)</u> に掲げるものの重量の割合が 5 % 以下であること。

3. 製造、加工、包装その他の工程に係る管理の項

① 3 の本文別表 2 薬剤についていた () の制限が削除

② 有機加工食品を製造していない期間に別表 2 以外の薬剤の使用ができることを明記

事項	基準
製造、加工、包装その他の工程に係る管理	1 (略) 2 (略) 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表 2 の薬剤(組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。)に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。 <u>4 3 の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造していない期間に限り、別表 2 に掲げられ</u>

	ていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。
	5 本文（略）
	6 本文（略）

4. 第5条 表示

- ①有機農畜産物加工食品の名称の表示が有機農産物加工食品の名称の同じになる場合は、有機農産物加工食品でないことがわかるように表示する。
- ②転換期間中の場合の名称及び原材料名の表示方法を簡略化（下記、アンダーライン部が追加）

事項	基準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 略 (2) 略 （注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、<u>有機農産物加工食品でないことがわかるように記載すること。</u> 2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。<u>ただし、商品名の表示されている箇所</u>に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。
原材料名の表示	1 略 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。<u>ただし、商品名の表示されている箇所</u>に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。

5. 別表1 食品添加物

①新規資材の追加

食品添加物	基準
<u>次亜塩素酸水</u>	<u>農産物の加工品に使用する場合（食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る）又は食肉の加工に用いる動物の腸の消毒もしくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。</u>

オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工に用いる動物の腸の消毒もしくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
-----	---

②使用対象を増やすもの

食品添加物	基準
乳酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、伝統的な製法によるチーズ沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにゃくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。

③炭酸ナトリウムと分離して、炭酸水素ナトリウムを飲料及び野菜加工品についても使用が可能とする。

食品添加物	基準
炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類、飲料、野菜の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること

④製造工程に有機溶媒処理のあるレシチンを認める

食品添加物	基準
レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン）	漂白処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品を使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。

⑤削除

D L－酒石酸、D L－酒石酸ナトリウム、D L－酒石酸水素カリウム、酵素処理レシチン、酵素分解レシチン

6. 別表 2 薬剤

①新規資材の追加

薬剤	基準
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

②使用方法の変更

食品添加物	基準
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

③削除

植物油及び動物油、ゼラチン、カゼイン、こうじかび菌由来の発酵産物、シイタケ菌糸体抽出物、クロレラ抽出物、キチン、ミツロウ、珪酸塩鉱物、ベントナイト、食用に用いられる植物の抽出物

以上

メール情報通信第 47 号

農産物の原産地表示についての注意

農産物には、原産地の表示が義務付けられています。基本を、都道府県名をもって行うこととされています（良く知られて旧国名や市町村名で換えることができます）。

組織や事業体の住所は原産地表示の代わりになりませんので、ご注意ください。

事業所や養鶏場の住所が原産地表示とみなされるのは、モヤシと鶏卵のみです（生鮮食品の品質表示基準 Q&A 問 10）。他の農産物には、住所とは別に都道府県名などの表示が必要になります。組織の住所と農産物の栽培地は、必ずしも一致しないためです。

原産地に関する違反事例（2 年前の統計ですが 15% 程度の確率で違反がある）が多いことから原産地表示には厳しい罰則が決められ、厳密なことが要求されてきていますので、ご注意ください。

寄稿：生ごみ堆肥は 土づくりに

NPO 法人 有機農産物普及・堆肥化推進協会副理事長 浅井民雄



最初は“生ごみ堆肥”に農家は拒否反応

生ごみと言えば廃棄物です。農家にとってみれば、廃棄物処理をさせられているという感覚があります。確かに地方行政には、ごみ減量の一環としてのみ発想されているところが多いのは事実です。農家の拒否反応がもっともだという例も、一時は実際にありました。また、都市部ではごみ対策として、生ごみを未経験な業者に任せ、未分解の堆肥を農家に使わせ、虫を湧かせたり、根腐れをさせた事例もありました。原因は堆肥製造機メーカーの未熟な仕様と取り扱いにあり、堆肥化の原理・方法もよく研究せず、機械の開発を進めた結果でした。指導官庁も農業団体側も否定的で、塩分が多い、添加物・不純物があるという“風評“で片付け、土づくりの観点がまったく見られませんでした。

そのため、山形県長井

市の堆肥製造施設には全国から数千人の自治体担当者やメーカーの見学者が訪れましたが、ほとんど実施することなく終わっていました。理由は見学者には農業の再生という視点がなく、ごみ減量の観点しかなかったからでした。

農地への有機質の投入が足りない

日本の農業が、戦後の増産を奨励することに重きを置く政策を採った結果、ここ数十年間は無機肥料重点の投入で、腐植質の不足があきらかになりました。これまで平均で 10 アール当たり 1 トンの堆肥等の有機質が入っていたのに、最近では 10 分の 1 に激減した(岩田進午氏)とされています。

全般的に団粒構造の豊かな、微生物の豊富な

土づくりができていないのが現状です。

その結果農産物の質の低下が明らかになってきました。たとえばピーマンのビタミンやほうれん草の鉄分など 50 年前のものと比べると激減していることが判ります(食品成分表の 2 訂と 5 訂の比較)。明らかに土づくりができていない状況が見えてきます。農産物の評価が、見栄えや形のそろいに基準が置かれ、質的な評価がされていない、流通上のメリットのみの評価になっているのがよく判ります。

土づくりに取り組んだ事例

以下に、数例の生ごみを中心に土作りに取り組んだ事例を紹介してみます。字数の関係でかいつまんだ紹介です。

● 5 種類の未利用有機物での堆肥づくり

栃木県茂木町では、町内の未利用有機資源を有効利用し、農家の土作りに役立てる目的で堆肥センターをつくりました。

生ごみ、牛糞、落ち葉、もみがら、廃間伐材(おがくず化)の 5 種を活用する堆肥センターを町がつくり、運営しています。肥料分は少ないですが、微生物と有機質の豊かな堆肥は町内の土づくりに役立っています。また、ごみ減量、落ち葉掃きによる高齢者の収入確保、地元有機農産物の販売にも貢献しています。

● 民間の農家グループによる堆肥づくりと地域自給の増大

栃木県芳賀町の果実・野菜農家グループが土づくりのために生ごみを収集・堆肥化し、有機野菜や果実を生産、地域で販売すると共に学校給食と提携、地域の子どもたちに地域の食材を提供している事例です。給食担当者と話し合い、年間の作付け計画を立て、グループで供給を保障します。堆肥化資材は、地域の大企業の食堂の食残さと地域の学校、保育園、商店、店舗からでる食品残さで、一般家庭の生ごみも町からの委託で回収を行なって投入しています。現在は堆肥センターを企業化し、牛糞も受け入れ、

農家はこの堆肥をベースに有機肥料を使って生産しています。

● 生ごみ乾燥物の発酵堆肥でレタス栽培

長野県川上村の川上紀夫氏は東海マルタの本橋社長と連携し、生ごみの乾燥物と茸の菌床、米ぬか等を発酵させたオリジナルの有機肥料を製造、これを基にレタス栽培を行なっています。平成 13 年から 3 年ぐらゐの実験の後、約 5 ha をこの肥料を使って栽培しています。

「これまで使っていた“もぐら堆肥”は最高の有機肥料だが、この生ごみ堆肥を使い、量を増やして施肥し、不足の養分を他の有機資材で補えば十分に使える」「毎年土づくりに使用していて、モグラ堆肥に劣らない製品ができています」と評価しています。

本橋氏も「生ごみは人間が食べるものだ。肥料の原料の種類は多ければ多いほどよい。ミネラル(微量成分)が増えることで品質が上がる。塩分は 1%以下で問題はない」と言います。

都市での有機資源循環を実践。生ごみが野菜として市民に還ってくる

都市化した東京郊外小金井市でも野菜農家が使い、よい結果を生んでいます。ごみ減量から始まった実験でしたが、焼却ごみを減らすために発生元で乾燥化し、それを集めて発酵菌で嫌氣的に発酵させる方式です。広い堆肥センターを造る条件がない都会で、臭いが出ない方法を採用して堆肥化した事例です。都市の中でも有機資源を巧みに循環させ、野菜にして消費者へ還元するシステムが小規模の実証実験ですが成功しました。野菜を地域の販売店が買い取り、売り場を設けて市民に安全な地元野菜として提供され、人気を博しています。

このようにシステムをつくれば、生ごみは資源としてどこでも活用できます。それには市民と農家の協力、自治体も組み込んだシステムづくりが欠かせない条件です。

食品残さをはじめとする有機資源の地域循環で持続可能な農業を

生ごみ堆肥や有用な有機資源の活用で、安全でおいしい有機農産物をつくり、消費者に提供するノウハウは、前述のようにすでに実証されてきています。

いま、土づくりを基本にした農業、持続可能な農業を推進していくことが急務となっています。3・11の東日本大震災は、農・水産業地域に大きな打撃を与えました。津波等による被害は、農地の再生を迫っています。堆肥や有機肥料を大量に供給しなければならない状況にあります。さらに現在、TPP加盟問題が浮上し、日本の農業は岐路に立たされています。

このような状況で、消費者と直接結びつく流通システムがつくられることが望まれています。消費者は堆肥の原料を提供し、堆肥製造業者はそれを有機肥料として加工して農家に提供、農家は安全でおいしい、そして栄養豊富な農産物を直接消費者に届けていく、このような農産物の質の高さ優先、消費者優先のシステムが望まれています。

土づくりを核とした持続可能な循環型農業の構築が目指されることを願っております。

目標：石川県を代表する生産者！！

石川県金沢市 株式会社HARUSA 坂本 洸士

私は、石川県の能登半島の先端で昨年7月から農業をしています。じゃがいも、白ネギ、きゃべつ、ブロッコリーを中心として今年はその他とうもろこしやかぼちゃ、人参の栽培等にも挑戦しています。

この仕事を始める前は、東京で料理人をしていました。毎日何百もの食材にふれ、調理する日々でした。しかし、26歳のとき、私は、様々な事由が重なり帰郷することを決心しました。そのとき、地元で仕事をするなら、料理人は半端になってしまったが、よりおいしい野菜を届けたい、食材を知りたいと考え農業を始めました。

私が、食材を極めたいと思うようになったエピソードがあります。

料理人時代の事、私のその時の親方は、ある有名な料理コンテストに推薦されるほど和食界では著名な方でした。ある日、親方は「坂本、

これ見ろ」と目の前に出されたのはりんごと甘めに炊きあげたごはんのオリジナル創作料理で風景画とも見間違ふほどの美しい色彩を放っていました。

「でもこのりんご、なぜ欠けているのですか」その時の親方の言葉は今でも強く残っています。長くなりますが、そのまま書きます。

「料理人は、お客さんを喜ばすことは当たり前のことだ。けど、裏を返せば、大部分の料理人はそこにのみ心血を注いでいる。しかし、お前は知らなければならない。俺たちが、触れている食材を作ってくれる農家さんがいることを。味は変わらないのに見た目に傷が入っただけで売れない食材が農家さんにとってどれだけ悲しいことかを知りなさい。収穫日まで育てても自然災害で朽ち果てるりんごが沢山あることを知



りなさい。この料理の名は「りんごの微笑み」
きれいな見た目じゃなくても、落ちてしまった
傷物のりんごでも無駄にせず、それを生かして
作品にしてあげることが、俺たち料理人ができ
る農家さんへの恩返しなんだよ。」

それは、今まで食べた料理の中でもっとも心
に残るものとなりました。

こういう気持ちで調理してくれる人がいる限
り、本物を育てたい。この経験は常に心の中で、
力強いエネルギーとなっています。

農業を始め、右も左もわかりませんでした、
ただひとつ最初に覚えたのは、採れたての野菜
の旨さでした。そして、料理人時代の経験にも
重ねながら、奥能登の赤土でたくましく育った
野菜には、濃厚な甘みがつまっていることを知
りました。

その次に悔しさを知ります。傷物野菜がある
ことです。

「これ、旨いのにな・・・」

親方の言葉を思い出しました。

だからこそ、製品率を高め、味にこだわるプ
ロの生産者となるべく、自分なりに沢山の勉強

と経験を、やってこれたのだと思います。たっ
た1週間定植が遅れただけで、製品にできなかつ
たキャベツがあったり、土の物理、微生物、
水はけ、除草作業、施肥設計、天候、病害虫、
作業の効率化・・・。繊細でかつ生産者のエネ
ルギーがそのまま作物に現れるまさに自然を相
対する農業は果てしなく、そして、ますます、
熱中しています。

また、奥能登は日本有数の漁業があります。
林業畜産業も盛んです。魚の骨や畜糞などを有
機的に生かし、奥能登野菜のさらなる発展のた
め、これら一次産業をつなげ、土に返し、味わ
いを高め、ブランディングしていくことも考え
ています。

石川県を代表する生産者になるべく、皆さん
にプロの食材をお届けできるよう研鑽を積みた
いと思います。



上田マルタ・飯塚さんの土作りに高い評価

2010年・日本農業コンクールで優秀賞を受賞

上田マルタ 飯島和宏

今年は春の訪れが全国的に遅れている
ようですが、皆さんの地域はいかがですか。
私たちの上田マルタのある長野県上田市
も例にもれずなかなか春らしい日になり
ません。

東北・関東地方では地震と津波により甚
大な被害が出ております。被災者の方には
お見舞い申し上げますとともに、一日も早い

復興を願ってやみません。地震や台風など
の自然災害を報じる映像を見るたびに、私
たち農業を生業とするものはなんと大き
なものを相手にしているのか、畏敬の念を
禁じえません。

さて、明るい話題をひとつ。私たち上田
マルタの代表を務める飯塚芳幸さんが
2010年の第59回日本農業コンクール（主

催：毎日新聞社、開催都道府県 後援：農林水産省）において優秀賞（毎日新聞社賞）を受賞されました。コンクールで発表された内容は下記の3点です。

1. 科学的根拠による「土づくり」へのこだわり
2. 品質に応じた技術の確立による「消費者の期待を裏切らない」品質
3. 消費者の求める価値、品質を届ける「独自販路」の確立

大規模経営、法人経営、補助事業の活用などの事例が発表される中で、コンパクトではあるが高度な技術力と自助努力による収益性の高い効率的な農業経営モデルとしてひととき異彩を放ち、注目を集めていました。

その偉業を記念し、2月に地元のJAの施設で受賞祝賀会が行われました。集まったのはJA、農業改良普及センター、果樹研究会、上田マルタ等の関係者約70名で、

会場では笑顔があふれていました。そこで私が感じたのは、飯塚さん（奥様も含め）が農業者として、またリーダーとしていかに地元の人から慕われ、頼りにされているかということです。

例えば、12月から3月の飯塚さんの予定表には、講習会や講演会の講師の依頼がびっしり書き込まれています。また、栽培上何らかの問題を抱えた時に相談すると、忙しいにもかかわらず的確なアドバイスをしていただいた経験がたくさんあります。普段のそのような姿勢が人を呼び、飯塚さんを中心にコミュニティーが形成されているように思われます。

飯塚さんの性格からして、さらなる高みを目指して努力されると思います。飯塚さんのような優れたリーダーを中心に農業に従事できる幸せを感じ、一步でも近づきたいと思えるよい一日を過ごすことができました。

蛍光増白剤入りの洗剤で洗っていませんか

蛍光増白剤は、洗剤に入っている染料の一つで、太陽光中の紫外線を吸収して青い光を発し布などを白く見せる効果があります。しかし、皮膚への刺激やアレルギーを起こすなど人の健康を損なう恐れがあると考えられているため食品衛生法では食器、器具、容器、紙ナプキン、ふきんなどへの使用を禁止。日本薬局方は、脱脂綿、ガーゼ、包帯などへの使用を禁止しています。

ただし、衣類などを洗う洗濯洗剤には使用が禁止されていませんので、お使いの洗剤に蛍光増白剤が使われている場合があります。有機農産物をあつかう布やまな板を拭くふきんを蛍光増白剤が入っている洗剤で洗えば布、ふきんには洗剤の成分がついてしまいますので、注意が必要です。蛍光増白剤の入っていないものを選びたいものです。

理事の活動紹介 著書

和泉真理理事



食料消費の変動分析 ―新たな販路開拓、市場創出にむけて

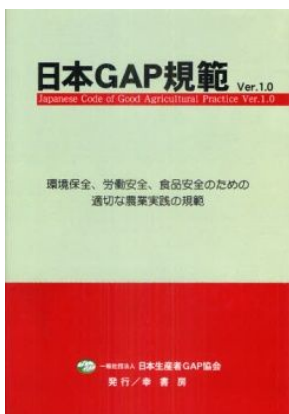
濱田亮治、和泉真理（著） JA 総研研究叢書、農山漁村文化協会

本会理事を務めている和泉真理氏は、JC総研基礎研究部で食料消費における消費者行動についての研究をされています。成熟した日本の食料消費市場で食の多様化や外部化が取りざたされる中、食品の消費市場はどのような形で、どこへゆこうとしているのか…。これに答えるべく、和泉氏は本書を執筆され、消費者のリアルな消費行動をあらわにし、食に関わる私たちに今後の在り方を提案されています。

第1部 消費者を対象とした Web 調査をもとに食料消費行動についてのミクロ的な現状分析がされ、コメのライバルが本当にパンなのか？消費者の考える「手づくり」とは何なのか？などの興味深い特徴が分かり、買物での値段や品質、購入先などの消費者目線の基準が分かります。

第2部 統計分析により、高齢化・世帯構成の多様化・所得格差の拡大・情報化などといった時代の流れが食に与える影響を分析し、今までの調査を元にした今後の食料供給に携わる者への処方箋を示しています。

石谷孝佑理事



日本 GAP 規範 Ver. 1.0

-環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範-

一般社団法人 日本生産者 GAP 協会（著） 幸書房

本会理事を務めている石谷孝佑氏は、日本生産者 GAP 協会常務理事としても活動しています。日本適正農業規範（日本 GAP 規範）を作成されました。本書はその日本 GAP 規範をまとめたものです。

第1章

日本 GAP 規範の意図、農場の経営姿勢や経営全体に関する事項、緊急時対応の計画作成と利用方法、地域における日本 GAP 規範の活用方法

第2章～第7章

農場管理(土壌・水・施設・資材・圃場・作物・家畜廃棄物の管理)の基本的な考え方と手法

第8章～第9章

農産物と食品についての安全性、農業者の労働安全の確保についての基本的な事項